

報告第6号

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専
決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求
める。

令和4年6月10日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第4号

西海市国民健康保険税条例（平成17年西海市条例第58号）の一部を次のように改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西海市国民健康保険税条例（平成17年西海市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第28条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第16条第1項中「令和3年度」を「令和4年度」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の西海市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新旧対照表

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第58号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p>	<p>西海市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第58号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p>

新	旧
<p>4 (略)</p> <p>第3条～第27条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第29条～第34条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第15条 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>第3条～第27条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第29条～第34条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第15条 (略)</p>

新	旧
<p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和元年度から<u>令和4年度</u>までの保険税（令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和元年度から<u>令和3年度</u>までの保険税（令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）を減免することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西海市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

西海市国民健康保険税条例の一部改正

条例規定	改正概要	施行日
第2条【課税額】	限度額の引上げ。 基礎課税額 63万円 → <u>65万円</u> 後期高齢者支援金等課税額 19万円 → <u>20万円</u> 介護納付金課税額 17万円 - 17万円 計 99万円 → 102万円	R4.4.1
第28条【国民健康保険税の減額】	同上。	
附則第16条【新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免】	保険税の減免対象となる納期限の延長。 令和3年度まで → 令和4年度まで	